

福島県地域防災計画修正素案(原子力災害対策編)に対する県民意見公募及び委員意見とその対応について

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
1	-	総論	<p>今回の見直しに関して先に結論を述べれば、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI(スピーディ)」はちっとも速くない。解析等に1時間もかけてちゃ駄目だ。モニタリング機能精度向上やスピードアップは死活問題だ。</p> <p>要は、原発緊急時に大半の福島県民は携帯電話やスマートフォン等から国等のモニタリング公開ホームページにアクセスする訳である。だから、サクサクと繋がってリアルタイムのモニタリング情報提供が可能である防災計画にして欲しい。</p> <p>福島県民は初動対応が生死を別ける事を体験しているわけであるから、何十億円もかけて整備したスピーディシステムが肝心な時に最重要情報が最速で県民に届かないでは全く意味がない。緊急時には携帯電話等から簡単にスピーディシステムのシミュレーション画面に繋がって速やかな避難体制がとれるようにして欲しい。この一点に尽きる。</p>	<p>○緊急事態に至った場合、直ちにSPEEDI予測計算が開始され、計算結果はおよそ15分で計算及び配信されます。結果は国、県、関係機関等に直ちに配信されるとともに、国は防災基本計画、県は地域防災計画の規定によりホームページ等にて公表することとされております。</p> <p>なお、現在、福島第一原子力発電所については緊急事態であることから、国はSPEEDIの予測計算結果をホームページ(*)に掲載し1時間ごとに更新しており、またモニタリング結果については国・県ともに結果がまとまり次第、ホームページ等で迅速に公表しております。</p> <p>(*)www.bousai.ne.jp/speedi/SPEEDI_index.html(会議後に追加)</p>
2	61	緊急時モニタリングセンターの機能	<p>県の分析機関が行うモニタリング結果は、中央で一元管理されて、公表は国(中央)のみからとなるのか。(そうである場合)</p> <p>ア 農林水産物のモニタリングはEMC実施分に加えて県で必要と判断した追加分の実施も可能であり、その分についての公表は県独自で行うこともあり得るのか。又は、県民に混乱を及ぼすおそれがあるとして、県の追加モニタリングは実施しないのか。</p> <p>イ 国の公表を迅速に行うことを担保しておく必要があるのではないのか。</p>	<p>○国や県が行うモニタリングのデータを一元管理する観点から、県の分析機関が行うモニタリング結果は、国(中央:ERC)に送付され、そこで公表するものとしております。ただし、迅速な公表を行うため、また通信不通等により国で公表できない場合も想定し、オフサイトセンター(現地)においても情報を公表することとしております。</p> <p>なお、米などの県等が独自に行うモニタリングについては、県等が独自に公表しております。</p>

3	63	UPZ(暫定重点区域)における屋内退避・避難	東日本大震災発災から数ヶ月の間は、特に文部科学省が独自で様々なモニタリングを行い、その結果を評価せずに(できずに)数値のみを公表し、県民を混乱と不安に陥れることとなった。 今回の修正では、同様の事例は起こらないような体制になっているのか。そうでないならば、未然防止措置をとっておくべきである。	○東日本大震災前の防災指針においては、避難等の指標は予測線量(ミリシーベルト)で規定されていたため、サーベイメータ等で実測された測定値での判断が困難でしたが、改正された新指針では、サーベイメータなどの実測値で避難等の判断をすることとなりました。 また、現在、測定結果については、評価結果を含めて公表するようしております。
4	-	総論	特定秘密保護法と緊急時モニタリングとの関連について (1)緊急時モニタリングの実施に当たっては、原子力発電所の情報が保護法上の「特定秘密」に該当しないことが大前提となるが、それは担保されるのか。懸念があるなら、国の担保を取っておくべきである。 (2)緊急時モニタリングの結果についても上記と同様。	○国会の法案審議においては、「原発事故の情報は特定秘密の対象とならない」との答弁がなされているところであり、緊急時モニタリングの情報は、同法の対象となるものではないと考えています。
5	16	環境放射線モニタリング体制の整備	原子力災害対策指針でSPEEDIの名称が用いられていないことから名称を削除しているが、実態として活用していくことは変わらないことから、従来どおりとしてよいのではないか。	○御意見を踏まえ修正しました。
6	60	緊急時モニタリング体制組織図	センター長補佐を4名と明記しているが、組織図であるため、人数は不要ではないか。	○御意見を踏まえ修正しました。
7	63	測定結果等の共有	モニタリング結果を総合的に評価するためには、緊急時モニタリングセンターも深く関与すべきであることから、ERC放射線班とOFC緊急時モニタリングセンターがテレビ会議システム等で議論することが必要。	○御意見を踏まえ修正しました。 「緊急時モニタリングセンターは、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価を…」の箇所について、「緊急時モニタリングセンターは、原子力災害対策本部とともにモニタリング結果の評価を行い、…」にいたします。